

供給約款等以外の供給条件認可申請書

関客発 第 13 号
平成 25 年 4 月 2 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 25 年 5 月 1 日以降平成 26 年 3 月の検針日の前日までの期間

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成 25 年 4 月 2 日付け 20121126 資第 12 号認可。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、はぴ e タイム（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「はぴ e タイム」といいます。）、季時別電灯 P S（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「季時別電灯 P S」といいます。）、低圧総合利用契約（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「低圧総合利用契約」といいます。）、低圧季時別電力（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「低圧季時別電力」といいます。）、深夜電力（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「深夜電力」といいます。）、第 2 深夜電力（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「第 2 深夜電力」といいます。）、融雪用電力（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「融雪用電力」といいます。）、低圧蓄熱調整契約（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「低圧蓄熱調整契約」といいます。）および口座振替割引契約（平成 25 年 4 月 2 日届出。以下「口座振替割引契約」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

料金は、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 16（従量電灯）(1)ニもしくは(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ロもしくは(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロ、(2)ロもしくは(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)、供給約款 21（農事用電力）(3)、供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）(2)、供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)、時間帯別電灯 7（料金）、はぴe タイム 7（料金）、はぴe タイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)イ、季時別電灯 P S 7（料金）、低圧総合利用契約 9（料金）、低圧季時別電力 6（料金）、深夜電力 3（深夜電力 A）(5)、深夜電力 4（深夜電力 B）(4)、第 2 深夜電力 6（料金）または融雪用電力 9（料金）にかかわらず、各項によって料金として算定された金額に、(2)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

(1) 太陽光発電促進付加金単価

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	41 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	82 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	1 円 23 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	2 円 04 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワット までごとに	2 円 04 銭

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	61 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 22 銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	1 円 22 銭

ただし、供給約款等以外の供給条件(平成25年4月2日付け20130402資第19号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置」といいます。)2(料金)の適用を受ける10ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

1灯につき	20 銭
-------	------

(ロ) 臨時電灯A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	3 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	3 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	33 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	33 銭

(ハ) 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	35 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	18 銭

(ニ) 農事用電力（脱穀調整用電力）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	8 銭	17 銭	35 銭	51 銭	17 銭

(ホ) 深夜電力 A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	5 円 25 銭
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	79 銭
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	5 銭

(ロ) (イ)以外の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	5 銭
-------------	-----

(2) 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金は、(1)イに定める各契約負荷設備ごとの太陽

光発電促進付加金単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力（脱穀調整用電力）および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は，(1)イに定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は，その 1 月の使用電力量に(1)ロに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては，最低料金適用電力量（1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは，最低料金に適用される太陽光発電促進付加金単価といたします。

なお，供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）の適用を受ける場合は，太陽光発電促進付加金は，供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）(2)に準じて算定いたします。

4 日割計算

当社は，供給約款 26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて，次により太陽光発電促進付加金（定額制供給の太陽光発電促進付加金を除きます。）を算定いたします。

(1) 最低料金に適用される太陽光発電促進付加金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，供給約款 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(2) 供給約款 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(3) 供給約款 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

5 延滞利息

延滞利息は、供給約款 30（延滞利息）(2)にかかわらず、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から(1)および(2)の算式により算定された金額の合計を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額ならびに(1)および(2)の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$(1) \text{ 再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

$$(2) \text{ 太陽光発電促進付加金} \times \frac{5}{105}$$

6 制限または中止の料金割引

供給約款 41（制限または中止の料金割引）(1)イにかかわらず、割引の対象は、供給約款の定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金とし、供給約款の従量電灯 A については最低料金ならびに最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

7 はぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)ロの料金

はぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)ロの適用を受けるお客さまの各月の料金は、はぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)ロにかかわらず、3（料金）によりはぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)イの料金として算定された金額から(1)によって算定されたはぴeプラン割引額を差し引いたものといたします。ただし、3（料金）によりはぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)イの料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額、(1)によって算定されたはぴeプラン割引額および 3（料金）(2)によって算定された太陽光発電促進付加金を差し引いてえた金額がはぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)イ(ホ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、はぴeタイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)イ(ホ)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計に 3（料金）(2)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

(1) はぴeプラン割引額

はぴeプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるはぴeプラン割引上限額を上回る場合は、(2)に定めるはぴeプラン割引上限額といたします。

$$\text{はぴeプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \begin{array}{l} \text{はぴeタイム附則 2（料金そ} \\ \text{他の供給条件についての特} \\ \text{別措置）(1)イ(イ)の基本料金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その1月の時間帯別の使用電力量にはぴeタイム附則} \\ \text{2（料金その他の供給条件についての特別措置）(1)} \\ \text{イ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額} \end{array}$$

(2) はぴe プラン割引上限額

はぴe プラン割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	3,150 円 00 銭
---------	--------------

8 口座振替割引契約の料金

口座振替割引契約の適用を受けるお客さまの各月の料金は、口座振替割引契約 5 (料金) にかかわらず、3 (料金) により供給約款の従量電灯，時間帯別電灯，はぴe タイム，季時別電灯 P S または低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、3 (料金) により供給約款の従量電灯，時間帯別電灯，はぴe タイム，季時別電灯 P S または低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および 3 (料金) (2) によって算定された太陽光発電促進付加金を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	52 円 50 銭
---------	-----------

9 そ の 他

その他の事項については、供給約款，時間帯別電灯，はぴe タイム，季時別電灯 P S，低圧総合利用契約，低圧季時別電力，深夜電力，第 2 深夜電力，融雪用電力，低圧蓄熱調整契約または口座振替割引契約に定めるところによるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第2号)

料金の算出根拠 (平成25年3月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠)

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

太陽光発電促進付加金につきましては、現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号）等に基づき平成 25 年度に適用する太陽光発電促進付加金単価を算定し、供給約款等以外の供給条件（平成 25 年 2 月 27 日付け 20130226 資第 13 号認可。）により、お客さまに適用しておりますが、今回の電気供給約款等の変更を行なうにあたりましても、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

(電気事業法施行規則第27条第2号)

料金の算出根拠（平成25年3月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠）

料金の算出根拠（平成25年3月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠）

1. 太陽光発電促進付加金単価の算定

- (1) 平成25年3月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価
平成25年3月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間（以下、「平成25年4月分」）に適用となる太陽光発電促進付加金単価は、平成24年度の太陽光発電促進付加金単価（従量制供給の場合、0.05円/kWh〔消費税等相当額加算後〕。）と同じ額とした。
- (2) 平成25年4月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価
平成25年4月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間（以下、「平成25年5月分から平成26年3月分」）に適用となる太陽光発電促進付加金単価は、次のイからロを差し引いた金額を平成25年5月分から平成26年3月分における想定総需要電力量で除して得た単価に消費税等相当額を加算することにより算定した。
- イ 平成24年1月から6月において太陽光電力買取に要した費用の総額（以下、「平成24年1月から6月における買取総額」）から回避可能費用を差し引き、転嫁による収入に係る法人事業税等相当額（以下、「事業税等相当額」）および過去の転嫁における過不足分の額を加味した金額
- ロ 平成25年4月分における太陽光発電促進付加金の想定回収額
- なお、定額制供給（及び従量電灯の最低料金部分）の太陽光発電促進付加金単価についても、従量制供給の場合に準じて算定している。

(円)

平成24年1月から6月 における買取総額 a	平成24年1月から6月 における回避可能費用 b	平成24年1月から6月の転嫁総額 (回避可能費用除き・事業税等相当額加味) ※1円未満四捨五入 c=(a-b)/(1-0.01302)	過去の転嫁における過不足分の額	
			実績差額 d	端数処理影響額 e
7,661,141,259	2,123,574,134	5,610,617,363	462,876,683	1,285,106,081

- (注1) 平成24年1月から6月における回避可能費用の算出根拠については、別紙のとおり。
- (注2) 事業税等相当額算出における事業税等相当率については、1.302%とした。
- (注3) 過去の転嫁における過不足分の額（実績差額および端数処理影響額）の算出根拠については、別紙のとおり。

(円, kWh, 円/kWh)

平成25年度 回収対象額 f=c+d+e	平成25年4月分における 想定回収額 (消費税等相当額抜き) g	平成25年5月分から平成26年3月 分における想定総需要電力量 h	平成25年5月分から平成26年3月分 に適用となる従量制供給の 太陽光発電促進付加金単価 (消費税等相当額加算前) ※1銭未満切り捨て i=(f-g)/h	平成25年5月分から平成26年3月分 に適用となる従量制供給の 太陽光発電促進付加金単価 (消費税等相当額加算後) ※1銭未満四捨五入 i×1.05
7,358,600,127	585,952,381	135,355,000,000	0.05	0.05

- (注4) 平成25年4月分における太陽光発電促進付加金の想定回収額の算出根拠については、別紙のとおり。

2. 翌年度の転嫁額において調整する転嫁額の不足の算定

太陽光発電促進付加金単価（消費税等相当額加算前）について、1 銭未満の数値を切り捨てる方法により処理した結果生じた転嫁額の不足は、以下のとおり。

(円)

平成25年5月分から平成26年3月分 における想定回収額 ※1円未満四捨五入 $j = h \times i$	平成25年5月分から平成26年3月分 における端数処理影響額 $f - g - j$
6,767,750,000	4,897,746

[別 紙]

平成24年1月から6月における回避可能費用の算出根拠

買取総額から差し引く回避可能費用は、太陽光電力買取により支出を免れた費用として、現在（当該太陽光電力買取を行なった時点）の料金原価における全電源平均可変費用にもとづき以下のとおり算定した。

なお、現在（当該太陽光電力買取を行なった時点）の料金原価に含まれている太陽光発電による電気の購入費用相当額から全電源平均可変費相当額を控除した額（以下、「料金原価織込相当額」）について、あわせて控除するものとした。

(円/kWh, kWh, 円)

全電源平均可変費単価 (燃料費調整加味後)	平成24年1月から6月 における購入電力量実績	全電源平均可変費用に もとづく回避可能費用 ※1円未満四捨五入	料金原価織込相当額	回避可能費用
a	b	c=a×b	d	c+d
5.38	177,735,155	956,215,134	1,167,359,000	2,123,574,134

(注) 全電源平均可変費単価（燃料費調整加味後）は、全電源平均可変費単価に各月の燃料費調整単価の購入電力量実績による加重平均値を加味したものである。

過去の転嫁における過不足分の額の算出根拠

①実績差額

(円)

平成23年度 想定回収額	平成23年度 実績回収額	実績差額
e	f	e-f
4,570,980,000	4,108,103,317	462,876,683

②端数処理影響額

(円)

平成24年度 端数処理影響額
1,285,106,081

平成25年4月分における太陽光発電促進付加金の想定回収額の算出根拠

(円/kWh, kWh, 円)

平成25年4月分に適用となる 従量制供給の 太陽光発電促進付加金単価 (消費税等相当額加算後)	平成25年4月分における 想定総需要電力量	平成25年4月分における 想定回収額 (消費税等相当額込み) ※1円未満四捨五入	平成25年4月分における 想定回収額 (消費税等相当額抜き) ※1円未満四捨五入
g	h	i=g×h	i/1.05
0.05	12,305,000,000	615,250,000	585,952,381